

交企甲達第41号  
令和5年12月22日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

交通死亡事故ゼロ市町に対する顕彰制度実施要綱の制定について

市町における交通安全対策の積極的な推進を図るため、死亡事故ゼロ市町に対する顕彰制度実施要綱の制定について（平成20年交企甲達第31号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、別添のとおり「交通死亡事故ゼロ市町に対する顕彰制度実施要綱」を見直し、令和6年1月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

## 交通死亡事故ゼロ市町に対する顕彰制度実施要綱

### 1 目的

交通安全対策の推進により交通死亡事故（「30日死亡」を含む。以下同じ。）ゼロが相当期間継続している市町に対し、本部長がこれを顕彰することにより、市町及び地域住民が一体となった交通安全意識の高揚と交通事故防止対策の自主的かつ積極的な推進を図ることを目的とする。

### 2 顕彰の基準

顕彰基準は別表のとおりとする。

### 3 顕彰の方法

顕彰は本部長名の賛辞とし、別記様式の文書を交付して行うものとする。

### 4 交付要領

賛辞の交付は、原則として本部長又は本部長の命を受けた者が、当該市町を訪問して賞揚する。

### 5 交通死亡事故ゼロ期間の起算日、経過日数

交通死亡事故ゼロ期間の起算日については、最終交通死亡事故発生日の翌日とし、経過日数は月単位とする。

したがって、閏年、月の長短に関係なく1月1日が交通死亡事故発生日で顕彰基準が1年の場合、達成日は翌年の1月2日となる。

別表

交通死亡事故ゼロ市町に対する顕彰基準

| ランク | 人口             | 顕彰基準     |
|-----|----------------|----------|
| A   | 10 万人以上        | 6 か月     |
| B   | 5 万人以上 10 万人未満 | 1 年      |
| C   | 1 万人以上 5 万人未満  | 1 年 6 か月 |
| D   | 5 千人以上 1 万人未満  | 2 年      |
| E   | 5 千人未満         | 5 年      |

- (注) 1 高速道路上での交通死亡事故は、発生市町に含まない。  
 2 各ランクの人口は、前年の12月1日現在の推計人口とする。  
 3 顕彰後、更に交通死亡事故ゼロを継続した場合は、当該顕彰基準達成日を起算日として、顕彰基準達成の都度顕彰するものとする。

賛  
辞

〇〇〇(市・町) 様

貴(市・町)は〇〇年〇月〇日から  
長期にわたり交通死亡事故の発生を  
抑止されました

これはひとえに全(市・町)民が一体となって  
効果的な諸対策を推進された御尽力の賜と  
深く敬意を表します

今後とも効果的な交通安全対策を推し進め  
地域の安全で安心な暮らしを確保  
されますよう祈念いたします

〇〇年〇月〇日

福井県警察本部長

〇〇〇〇〇〇〇〇